

業務委託契約書

株式会社プログレス(以下「甲」という)と_____ (以下「乙」という)は次のとおり業務委託契約を締結する。

第1条 (委託契約)

委託業務については次のとおりとする。

【データエントリー業務】

- ① 甲は乙に対しインプット仕様書とともにデータ(原票またはイメージ)及びフォーマット(入力プログラム)を提供し、作業を委託する。
- ② 乙は甲の指定にもとづき作業を行い、甲が予め指定期間を付した作業については、乙は当該期間内に納品をするものとする。

第2条(データの納品)

甲の委託するデータの引渡しや乙のデータの納品は甲の指定する方法にて行うものとする。

第3条(委託料)

甲は乙に対し、本件業務の委託の対価として、甲の定める基準により支払うものとする。

- 2.前項の対価については消費税を含んだ金額とする。
- 3.委託料は別途作業の内容毎に定めるものとする。

第4条(請求及び支払い)

乙は毎月末日に締切り、甲に対して請求するものとし、甲は請求を受けた月の翌々月20日までに口座振替により支払うものとする。

- 2.乙の指定口座への振込み手数料は、乙の負担とする。

第5条(交通費)

乙が本契約を遂行するために必要とする旅費及び交通費・ガソリン代・データ転送料等の費用は、原則として乙の負担とする。

- 2.前項に定める費用の詳細については、甲・乙協議の上定めるものとする。

第6条（再委託の禁止）

乙は当該作業の第三者への再委託は基本的に行ってはならない。但し、甲乙協議のうえ決定したものはこの限りではない。その際は、乙から甲へ文書にてその了解を得るものとする。

第7条(機器の負担)

乙が本契約を遂行するために必要な機器は乙の負担とする。

第8条(入力ソフトウェア)

乙が本契約を遂行するために必要な入力用ソフトウェアは、甲が指定するもののみを使用すること。

また、甲が指定したソフトウェアを乙以外が使用すること（貸し出しなど）は禁ずる。

2.乙は、甲により提供されたソフトウェアを用いて甲以外からの入力業務を受託してはならない。

第9条(機密保持)

乙は、本契約に関連して知り得た甲の機密事項を第三者に公表または漏洩しないものとする。

2.前項の規定は、本契約期間はもとより本契約後も有効に存続するものとする。

第10条(損害賠償)

乙が次の各号の一にでも該当するときは、甲はそれにより被った損害に対する賠償を請求することが出来る。

- ① この契約に違反した場合
- ② 故意または過失により甲に損害を与えた場合
- ③ その他、甲と乙との間で締結した契約に違反した場合

第11条(セキュリティの確保)

乙は本契約の遂行にあたり、業務に使用する機器や業務で知り得た情報のセキュリティの確保を保障しなければいけないものとする。

また、甲は乙のセキュリティが確保されているかどうかを確認出来る権限を持ち、必要であれば乙は甲よりセキュリティに関する教育を受けなければいけない。

第12条（取扱いに関する報告）

乙は本契約の遂行にあたり行っている個人情報取扱の状況について、甲が求めればその内容を甲に報告しなければならない。

第13条（報告義務）

乙は本契約の遂行時に起きたセキュリティ事件・事故や、入力ソフトウェアの不具合など業務遂行を妨げる事態が発生した場合には速やかに甲へ連絡するものとする。

連絡の手順は甲が指定した方法に従って行うものとする。

第14条（契約内容の遵守確認）

甲は委託業務に関し、その委託業務の進捗状況及び契約内容が遵守されているかどうかを確認するため、現地調査し、または報告を求めることが出来る。

第15条（再委託の禁止）

乙は当該作業の第三者への再委託は基本的に行ってはならない。但し、甲乙協議のうえ決定したものはこの限りではない。その際は、乙から甲へ文書にてその了解を得るものとする。

第16条（契約期間）

本契約の期間は平成 年 月 日より1年間とする。但し期間満了3ヶ月前までに甲・乙から別段の意思表示がされない場合は同一条件を以ってさらに1年間継続するものとし、その後も同様とする。

第17条（契約解除）

甲・乙双方のうち、いずれか一方が契約の解除もしくは変更を希望する場合には、契約期間中であっても、相手側に対し1ヶ月の予告期間をもって、文書または口頭による通告により本契約を解除もしくは変更することができる。但し、次の場合には即時、契約を解除することができる。

- ① 甲・乙双方が同時に契約の解除を希望した場合
- ② 乙が故意または過失により甲に重大なる損害を与えた場合
- ③ 乙が正当なる理由なくして契約の履行を怠った場合

第18条(合意管轄)

本契約より生ずる権利義務に関する訴訟については、東京地方裁判所を以って管轄裁判所とする。

第19条(疑義の解釈)

本契約に定めなき事項または本契約各条項の解釈について疑義が生じた場合は甲・乙双方協議の上、解決をはかるものとする。

平成 年 月 日

甲 東京都港区東麻布2-22-5
AZABU EAST COURT 1階
株式会社プログレス
代表取締役 井開 喜信

乙 (住所)

(氏名)

⑨